

(別紙 3－14 びんなが (北東太平洋海域))

第 1 水産資源

水産資源の名称 びんなが (北東太平洋海域)

水産資源の定義 びんながのうち、赤道以北の1949年のアメリカ合衆国とコスタリカ共和国との間の条約によって設置された全米熱帯まぐろ類委員会の強化のための条約第3条に規定する条約水域において漁獲されるものをいう。

第 2 資源管理の目標

全米熱帯まぐろ類委員会 (以下この別紙において「I A T T C」という。) での合意等に従い、資源の長期的な持続可能性を確保できる資源水準の値とする。

第 3 漁獲シナリオ

I A T T Cで決定されている保存管理措置において定められた漁獲シナリオとする。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

I A T T Cで決定されている保存管理措置を実施するとともに、当該水産資源の採捕をする者による

法第124条第1項の協定の締結を促進する。

第5 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。